電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

2025年 7月17日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 髙 野 広 充

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 2. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準

発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、変電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税(調整交付金で手当される事業税相当額を除く。)、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定(貸方)を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について(令和6年6月19日20240617電委第1号)」2.(11)②に規定する基準

- 2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. に基づき、次のとおり整理されていること。
 - (11) 販売費((1) により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」という。)を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)を抽出することにより整理されている。
 - ② ①の整理により難い費用は、別表第2. に定める活動帰属基準又は 配賦基準により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供 給費用に配分することにより整理されている。

(別表第2)

	販売費		
	活動帰属基準	配賦基準	
賃借料	業務用建物床面積比(建物については、	_	
	賃借物件に限る。)		

2. 設定した基準

	配分基準	
賃借料	業務用建物床面積比(建物については、	自己所有物件及び
	賃借物件とする。)	(活動帰属基準)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由 別表第2の販売費における費用等の項目の配分にあたり、賃借料につい ては、賃借物件だけでなく自己所有物件とも相関があることから、自己所 有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用 の発生により関連が見られる「業務用建物床面積比(建物については、 自己所有物件及び賃借物件とする。)」を設定することとした。